

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年8月14日

**【四半期会計期間】** 第25期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

**【会社名】** 株式会社ネットインデックス

**【英訳名】** NetIndex Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役執行役員社長 鶴野正康

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区京橋二丁目14番1号

**【電話番号】** 03-5250-7200(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経営企画室長 土屋昌司

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区京橋二丁目14番1号

**【電話番号】** 03-5250-7321

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経営企画室長 土屋昌司

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第25期 第1四半期連結累計(会計)期間	第24期
会計期間		自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 6月 30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日
売上高	(千円)	1,827,016	9,793,129
経常利益又は経常損失( )	(千円)	71,314	295,814
四半期純利益又は 当期純損失( )	(千円)	34,499	484,684
純資産額	(千円)	1,412,823	1,397,047
総資産額	(千円)	4,458,918	5,147,102
1株当たり純資産額	(円)	158,459.34	156,689.93
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり当期純損失( )	(円)	3,869.41	55,748.41
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益	(円)	3,703.27	
自己資本比率	(%)	31.7	27.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	534,575	900,131
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	551,527	1,089,378
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	237,600	336,526
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,064,068	822,566
従業員数	(名)	193	209

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第24期は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当社の連結子会社である㈱テック・インデックスが新設分割により㈱エフプラスを設立しましたが、当連結グループの事業内容に変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間に当社の連結子会社である㈱テック・インデックスが新設分割により㈱エフプラスを設立いたしました。内容は以下のとおりです。

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社)  株式会社エフプラス	東京都世田谷区	50,000	基幹系並びに 業務系システム の開発	(100.00)	役員の兼務無

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	193
---------	-----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	85
---------	----

(注) 従業員の中には社外からの受入れ出向者を含み、社外へ出向している者は除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
モバイル&ワイヤレス事業	1,134,758
デジタルホームネットワーク事業	6,797
システム&サービス事業	300,165
その他事業	
合計	1,441,720

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 金額は、製造原価によっております。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
モバイル&ワイヤレス事業	1,275,789	665,885
デジタルホームネットワーク事業	6,767	280,000
システム&サービス事業	373,523	100,328
その他事業		
合計	1,656,080	1,046,214

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 金額は、販売価格によっております。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
モバイル&ワイヤレス事業	1,431,131
デジタルホームネットワーク事業	6,767
システム&サービス事業	389,118
その他事業	
合計	1,827,016

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ウィルコム	883,589	48.3
イー・モバイル株式会社	495,050	27.0

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の概況

当第1四半期における日本経済は、米国経済の減速や原油をはじめとする資源価格の高騰、為替変動などの不安要素が重なり、企業の設備投資の抑制や収益の低下が見られるとともに、個人消費においても、期待されたオリンピック特需が盛り上がりには欠けたことから、全体としては減速傾向が強まりました。

当社グループが属する情報通信関連市場におきましては、各通信事業者において携帯電話端末の多様な販売方法が導入され、お客様獲得に向けた競争や差別化が一段と激しさを増しております。また、固定通信と移動通信の融合、あるいは通信と放送の連携が進展しつつある中で、グローバルな通信規格の普及が進むことにより、海外メーカーの国内進出、国内メーカーの事業撤退など、事業環境が急速かつ大きく変化しており、サービスや製品供給における競争も新たな局面を迎えております。

当社グループは、モバイル&ワイヤレス事業の主要製品を中心に拡販に努めましたが、通信事業者間の価格競争の激化、加入者数の伸びの鈍化等、市場環境の著しい変化を主因として、売上高は前年同期比16.9%減の1,827,016千円にとどまりました。

営業損益は、子会社である㈱テック・インデックスの業績改善に著しい進捗が見られたものの未だ黒字化に至らず、連結ベースで21,907千円の営業損失となりました。

経常利益は、前連結会計年度末に計上した長期為替予約評価損並びに通貨オプション評価損の洗替処理等により、為替差益及び評価益86,859千円を計上したことが寄与し、71,314千円となりました。

四半期純利益は、特別損失としてたな卸資産評価損17,522千円を計上した結果、34,499千円となりました。

また、当第1四半期連結会計期間におけるセグメント別の業績は次のとおりです。

#### モバイル&ワイヤレス事業

当第1四半期連結会計期間においては、前連結会計年度より販売しているHSDPA対応データ通信カード及びPHSデータ通信カードを継続的に販売いたしました。一方、PHS通信モジュール並びに音声端末の販売数量が減少したことにより、売上高は1,431,131千円となりました。

#### デジタルホームネットワーク事業

当第1四半期連結会計期間においては、既存顧客からのネットワーク製品等のリピートオーダーにより、売上高は6,767千円となりました。

#### システム&サービス事業

前連結会計年度にシステム&サービス事業の領域拡大を目的として子会社化しました株式会社テック・インデックスの売上が寄与したことにより、売上高は389,118千円となりました。

また、当社グループの当第1四半期末の財政状態は、以下のとおりであります。

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産の残高は、前連結会計年度末と比較して688,184千円減少しております。このうち主なものは、現金及び預金の増加241,501千円、受取手形及び売掛金の減少581,062千円、たな卸資産の増加165,760千円、関係会社短期貸付金の減少590,000千円及び開発用ソフトウェアの取得等による無形固定資産の増加55,538千円であります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債の残高は、前連結会計年度末と比較して703,960千円減少しております。このうち主なものは、支払手形及び買掛金の減少872,831千円、金融機関からの短期借入金金の増加250,000千円及び為替予約の評価損相当額の洗替処理による減少98,576千円であります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産の残高は、四半期純利益34,499千円及び配当金支払18,723千円により、利益剰余金が15,776千円増加した結果、1,412,823千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の期末残高は（以下「資金」という。）、前連結会計年度末に比べて241,501千円増加し、1,064,068千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

当第1四半期連結会計期間における営業活動により支出した資金は534,575千円となりました。主な内訳として、為替差益、長期為替予約評価益、通貨オプション評価益、売上債権の減少、たな卸資産の増加及び仕入債務の減少によるものであります。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

当第1四半期連結会計期間における投資活動により取得した資金は551,527千円となりました。主な内訳として、関係会社に対する貸付金の回収による収入、固定資産の取得による支出によるものであります。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

当第1四半期連結会計期間における財務活動により取得した資金は237,600千円となりました。主な内訳として、金融機関からの借入れによる収入によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、55,192千円(うち受託開発分54,575千円)であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

(注) 平成20年7月18日開催の取締役会において、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款上の「発行する株式の総数」について、100,000株から100,000株増加させ、200,000株に変更する決議をいたしました。

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,916	8,916	ジャスダック 証券取引所	
計	8,916	8,916		

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により、発行された株式数は含まれておりません。  
なお、新株予約権の行使により発行された株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。  
平成17年9月16日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(第1回)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	715個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	715株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	485,000円(注)3、4
新株予約権の行使期間	自平成19年9月17日 至平成27年9月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 485,000円 資本組入額 242,500円
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 当社が時価を下回る払込価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端株は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を処分する「自己株式数」に読み替えるものとする。

## 5 新株予約権の行使条件

- (1) 当社株式が、証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権の権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権の行使に下記の制限を設ける。  
平成19年9月17日から平成20年9月16日の期間  
割当個数の50%を上限とする。  
平成20年9月17日から平成21年9月16日の期間  
割当個数の70%から で行使した個数を控除した個数を上限とする。  
平成21年9月17日以降  
割当個数から 、 で行使した個数を控除した個数を上限とする。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)が新株予約権を行使する前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職により退職後6ヶ月以内に行行使する場合はこの限りではない。
- (5) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 6 新株予約権の消却事由及び条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができる。
- (2) 新株予約権者が、前項(4)、(5)に定める規定に基づく新株予約権の行使条件を満たさず、新株予約権が行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で消却できる。
- (3) 当社は、いつでも当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償で消却できる。
- (4) その他の消却事由及び消却条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成18年8月14日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(第4回)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	10個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	200株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	630,000円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年8月31日 至平成21年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 630,000円 資本組入額 315,000円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1 新株予約権1個につき目的である株式数は20株であります。

- 2 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株あたり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。  
当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合、及び当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(この場合、調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして下記の算式を準用して算出する。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

当社が当社普通株式に対して剰余金等の配当を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価} - \text{剰余金の配当総額}}{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価}}$$

#### 4 新株予約権の行使条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 5 本新株予約権の取得条項

取得事由及び取得条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 6 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権者が証券、金銭またはその他の財産の交付を受ける場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、下記 から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者になるものとする。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額を調整する。なお、当該組織再編の効力発生日以後における承継新株予約権1個の目的である株式の数も同様とする。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額を調整する。なお、当該組織再編の効力発生日以後における承継新株予約権の行使価額も同様とする。

承継新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から平成21年8月31日までとする。

承継新株予約権の行使条件

本新株予約権と同様とする。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権と同様とする。

7 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要す。当社取締役会は、かかる承認の付与が不合理である場合を除き、本新株予約権の譲渡を承認するものとする。

平成19年3月23日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(第5回)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	206個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	206株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	公募価額(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成29年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的である株式数は1株であります。

- 2 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株あたり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。  
当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、その残額を資本準備金として計上する。

5 その他の本新株予約権の行使条件

当社普通株式が証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権に係る権利を行使することができる。新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

- )平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間  
割当個数の50%を上限とする。
- )平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間  
割当個数の70%から )で行使した個数を控除した個数を上限とする。
- )平成22年4月1日以降  
割当個数から )、 )で行使した個数を控除した個数を上限とする。

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が新株予約権を行使する前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任または定年退職によりその地位を失った場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合においては、退任または退職の日から6ヶ月が経過するまでの間、新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 本新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたときは、本新株予約権を無償にて取得し消却することができる。

前項及びの規定に基づく本新株予約権の行使の条件を満たさず、行使できなくなった場合は、本新株予約権を無償で取得し消却できる。

その他の取得事由及び取得条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

平成19年3月23日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(第6回)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	250個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	250株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	公募価額(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成29年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権1個につき目的である株式数は1株であります。

- 2 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

- 3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株あたり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。  
当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合には、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、その残額を資本準備金として計上する。
- 5 その他の本新株予約権の行使条件

当社普通株式が証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権に係る権利を行使することができる。新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

- )平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間  
割当個数の50%を上限とする。
- )平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間  
割当個数の70%から )で行使した個数を控除した個数を上限とする。
- )平成22年4月1日以降  
割当個数から )、 )で行使した個数を控除した個数を上限とする。

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が新株予約権を行使する前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任または定年退職によりその地位を失った場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合においては、退任または退職の日から6ヶ月が経過するまでの間、新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 6 本新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたときは、本新株予約権を無償にて取得し消却することができる。

前項及びの規定に基づく本新株予約権の行使の条件を満たさず、行使できなくなった場合は、本新株予約権を無償で取得し消却できる。

その他の取得事由及び取得条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債は、次の通りであります。

平成18年8月14日臨時株主総会決議に基づく転換社債型新株予約権付社債

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高	252,000千円
新株予約権の数	20個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	400株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	630,000円(注)2
新株予約権の行使期間	自平成18年8月31日 至平成21年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 630,000円 資本組入額 315,000円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権の目的である株式の数の算定方法

$$\text{株式数} = \frac{\text{各社債権者が本新株予約権行使請求のために提出した本社債の償還金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは現金による調整を行う。

2 新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

本社債発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された転換価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合、及び当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(この場合、調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして下記の算式を準用して算出する。)

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

当社が当社普通株式に対して剰余金等の配当を行う場合

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価} - \text{剰余金の配当総額}}{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価}}$$

### 3 当社による本新株予約権の取得事由

当社債が償還または消却された場合には、当社は、償還または消却された当社債と一体をなす本新株予約権を無償にて取得する。

### 4 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、本第16項第(5)号(へ)に基づき当社債権者が証券、金銭またはその他の財産の交付を受ける場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、下記 から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、当社債についての社債にかかる債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者になるものとし、本第16項の規定は、承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が当社債についての社債にかかる債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する当社債の社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を調整する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額も同様とする。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権にかかる各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から平成21年8月31日までとする。

承継新株予約権の行使条件

本新株予約権と同様とする。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権と同様とする。

### 5 譲渡制限

当社債権者が当社債券を譲渡しようとする場合、買受人とならんとする者との間で売却交渉を始めるに先立ち、当社、鶴野正康、及び株式会社インデックスホールディングス(以下「会社関係者」という。)に対して書面による通知を行う。同通知の日から2週間、当社債権者と会社関係者は当社債券の譲渡のための交渉を行い、会社関係者は自己又は自己の指定する第三者を買受人候補者として指定することができる。当社債権者と会社関係者が上記期間内に合意に至らなかった場合、当社債権者は、上記期間の最終日から1年の間、当社債券を第三者に対して譲渡することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年6月30日		8,916		599,675		447,747

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,916	8,916	
単元未満株式			
発行済株式総数	8,916		
総株主の議決権		8,916	

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	252,000	420,000	394,000
最低(円)	199,000	198,000	250,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,064,068	822,566
受取手形及び売掛金	1,292,976	1,874,038
商品	149	149
製品	18,112	30,051
原材料	136,191	150,225
仕掛品	849,748	658,014
その他	212,320	783,072
貸倒引当金	4,600	5,500
流動資産合計	3,568,966	4,312,619
固定資産		
有形固定資産	1 311,232	1 317,840
無形固定資産		
のれん	140,199	148,076
その他	236,578	181,039
無形固定資産合計	376,777	329,116
投資その他の資産	2 201,941	2 187,526
固定資産合計	889,952	834,483
資産合計	4,458,918	5,147,102
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,010,615	1,883,446
短期借入金	1,250,000	1,000,000
未払法人税等	20,803	6,312
賞与引当金	57,304	37,689
その他	355,528	447,278
流動負債合計	2,694,251	3,374,727
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	252,000	252,000
退職給付引当金	13,503	13,351
役員退職慰労引当金	60,593	57,863
その他	25,746	52,112
固定負債合計	351,843	375,328
負債合計	3,046,095	3,750,055
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	599,675	599,675
資本剰余金	459,865	459,865
利益剰余金	353,283	337,506
株主資本合計	1,412,823	1,397,047
純資産合計	1,412,823	1,397,047
負債純資産合計	4,458,918	5,147,102

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	1,827,016
売上原価	1,453,660
売上総利益	373,356
販売費及び一般管理費	1 395,264
営業損失	21,907
営業外収益	
受取利息	2,689
為替差益	25,016
長期為替予約評価益	33,576
通貨オプション評価益	28,266
その他	7,882
営業外収益合計	97,431
営業外費用	
支払利息	3,909
その他	300
営業外費用合計	4,209
経常利益	71,314
特別損失	
たな卸資産評価損	17,522
特別損失合計	17,522
税金等調整前四半期純利益	53,791
法人税、住民税及び事業税	17,541
法人税等調整額	1,750
法人税等合計	19,292
四半期純利益	34,499

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	53,791
減価償却費	12,660
のれん償却額	7,876
貸倒引当金の増減額(は減少)	900
賞与引当金の増減額(は減少)	19,614
退職給付引当金の増減額(は減少)	151
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,730
受取利息及び受取配当金	2,689
支払利息	3,909
為替差損益(は益)	23,683
長期為替予約評価益	33,576
通貨オプション評価益	28,266
売上債権の増減額(は増加)	581,062
たな卸資産の増減額(は増加)	165,669
仕入債務の増減額(は減少)	872,831
未払消費税等の増減額(は減少)	45,361
その他	22,238
小計	513,420
利息及び配当金の受取額	2,711
利息の支払額	4,120
法人税等の支払額	19,745
営業活動によるキャッシュ・フロー	534,575
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	1,562
有形固定資産の売却による収入	48
無形固定資産の取得による支出	21,683
貸付金の回収による収入	590,000
その他	15,275
投資活動によるキャッシュ・フロー	551,527
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	250,000
長期借入金の返済による支出	12,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	237,600
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,050
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	241,501
現金及び現金同等物の期首残高	822,566
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,064,068

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間から当社の子会社である(株)テック・インデックスが平成20年4月23日に新設分割により設立した(株)エフプラスを連結の範囲に含めております。
2 会計方針の変更 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、税金等調整前四半期純利益は、17,522千円減少しております。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	545,294千円	1 有形固定資産の減価償却累計額	536,045千円
2 貸倒引当金の金額	9,650千円	2 貸倒引当金の金額	9,650千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は	次
	のとおりであります。
	千円
役員報酬	32,195
給与諸手当	107,413
賞与引当金繰入額	8,377
退職給付費用	2,155
役員退職慰労引当金繰入額	2,730
支払手数料	34,821
減価償却費	6,682
アフターサービス費	32,277

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(平成20年6月30日現在)
現金及び預金	1,064,068千円
現金及び現金同等物	1,064,068千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	8,916

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,723	2,100	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が通貨関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

(千円)

種類	契約額等	時価	評価損益
為替予約取引			
買建	712,690	784,636	71,946
オプション取引			
買建			
コール	532,350	545,415	13,065
売建			
プット	532,350	567,446	35,096
合計	1,777,390	1,897,498	120,108

(注) 時価の算定方法

時価は取引先金融機関から当該取引について提示された価格等に基づいて算出しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	モバイル& ワイヤレス 事業 (千円)	デジタル ホーム ネット ワーク事業 (千円)	システム& サービス 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,431,131	6,767	389,118		1,827,016		1,827,016
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高			255		255	(255)	
計	1,431,131	6,767	389,374		1,827,272	(255)	1,827,016
営業利益又は営業損失( )	138,676	4,239	21,061		113,375	(135,283)	21,907

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
モバイル&ワイヤレス事業	モバイルデータ通信カード、W - S I M、携帯電話端末
デジタルホームネットワーク事業	P L C モデム(電力線モデム)、回線切替装置
システム&サービス事業	携帯電話事業者向システム開発及び保守サービス、 データセンター事業
その他事業	製造受託、製品の修理及びメンテナンス

なお、当第1四半期連結会計期間に(株)テック・インデックスが新設分割により(株)エフプラス  
を設立しましたが、上記事業区分及び主要製品には変更はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
158,459円34銭	156,689円93銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	3,869円41銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3,703円27銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	34,499
普通株式に係る四半期純利益(千円)	34,499
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	8,916
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(株)	400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
平成20年7月18日開催の取締役会において、株式分割による新株式の発行を決議いたしました。	
1. 分割の方法 平成20年8月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有株式1株につき2株の割合をもって分割する。	
2. 分割により増加する株式数 平成20年8月31日最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数	
3. 日程 効力発生日：平成20年9月1日 株券交付日：平成20年10月20日	
4. 前連結会計年度開始日に当該株式分割が行われたと仮定した場合の前連結会計年度末及び当第1四半期連結会計期間末の1株当たり純資産額は以下のとおりであります。	
前連結会計年度末 1株当たり純資産額	78,344円96銭
当第1四半期会計期間末 1株当たり純資産額	79,229円67銭
当第1四半期会計期間開始日に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は以下のとおりであります。	
1株当たり四半期純利益	1,934円70銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	1,851円63銭

2【その他】

特記事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月14日

株式会社ネットインデックス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 慎二 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉澤 祥次 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットインデックス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財務状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結累計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年7月18日開催の取締役会において、株式分割による新株式の発行の決議をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。